

事 務 連 絡

令和 6 年 1 月 1 1 日

各県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

災害廃棄物の処理に係る仮置場の安全対策の徹底について（周知）

仮置場における災害廃棄物の分別の周知・徹底については、1月1日付「令和6年1月石川県能登地方を震源とする地震により発生した災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底について（周知）」において貴県に発出したところですが、過去には災害廃棄物に関する仮置場で火災が発生した例もあることから、仮置場における安全の確保について、改めて各市区町村に対し注意喚起いただきますようお願いいたします。

火災発生に備え、消火設備を設けるとともに、発火の原因となる物と燃えやすい物を近くに置かない、灯油ストーブから灯油を引き抜き保管管理するなど、初期対応と未然防止に留意いただくようお願いします。仮置場における火災防止対策については、平成23年9月21日付「仮置場における火災発生の防止について（再周知）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）で詳しく記述されているため御参照ください。

なお、災害廃棄物の分別・区分については、被災者の利便性や処理の円滑性に鑑み、地域の実情に合わせて柔軟に設定していただきますようお願いいたします。

災害廃棄物の処理に関して技術的な疑問等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

（仮置場における火災発生の防止について（再周知）はこちらから）

<https://www.env.go.jp/content/900481515.pdf>

（災害廃棄物対策指針はこちらから）

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>

（災害廃棄物処理の注意点ははこちらから）

[http://kouikishori.env.go.jp/document\\_video/pdf/pamphlet.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf)

< 連絡先 >

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

担当：鳥居、小野

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：[hairi-saigai@env.go.jp](mailto:hairi-saigai@env.go.jp)

（夜間・休日等での緊急 TEL 080-2192-1160、080-2192-1054）

< 地方環境事務所 連絡先一覧 >

関東地方環境事務所 資源循環課 : TEL.048-600-0814

中部地方環境事務所 資源循環課 : TEL.052-955-2132

# 仮置場での種類別の災害廃棄物の管理(例)

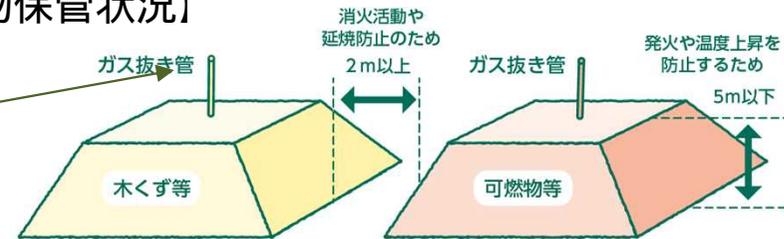
## 【留意事項】

火災防止として、木くずや可燃物は高さ5 m以上積み上げ禁止。畳は2 mを超えないように保管する。  
 灯油ストーブからは灯油を抜いて分別保管し、早期の搬出処理を行う。  
 鉛蓄電池(自動車、オートバイに積載)は火災発生の原因となるので、混ぜない。  
 小型電気製品等の内蔵電池の発熱から金属くずの火災に繋がるため、異常の早期発見に努める。  
 消火器などの消火設備を設置する。

## 【配置例と諸注意】

### 【理想的な仮置場の廃棄物保管状況】

必要に応じて  
ガス抜き管を設置



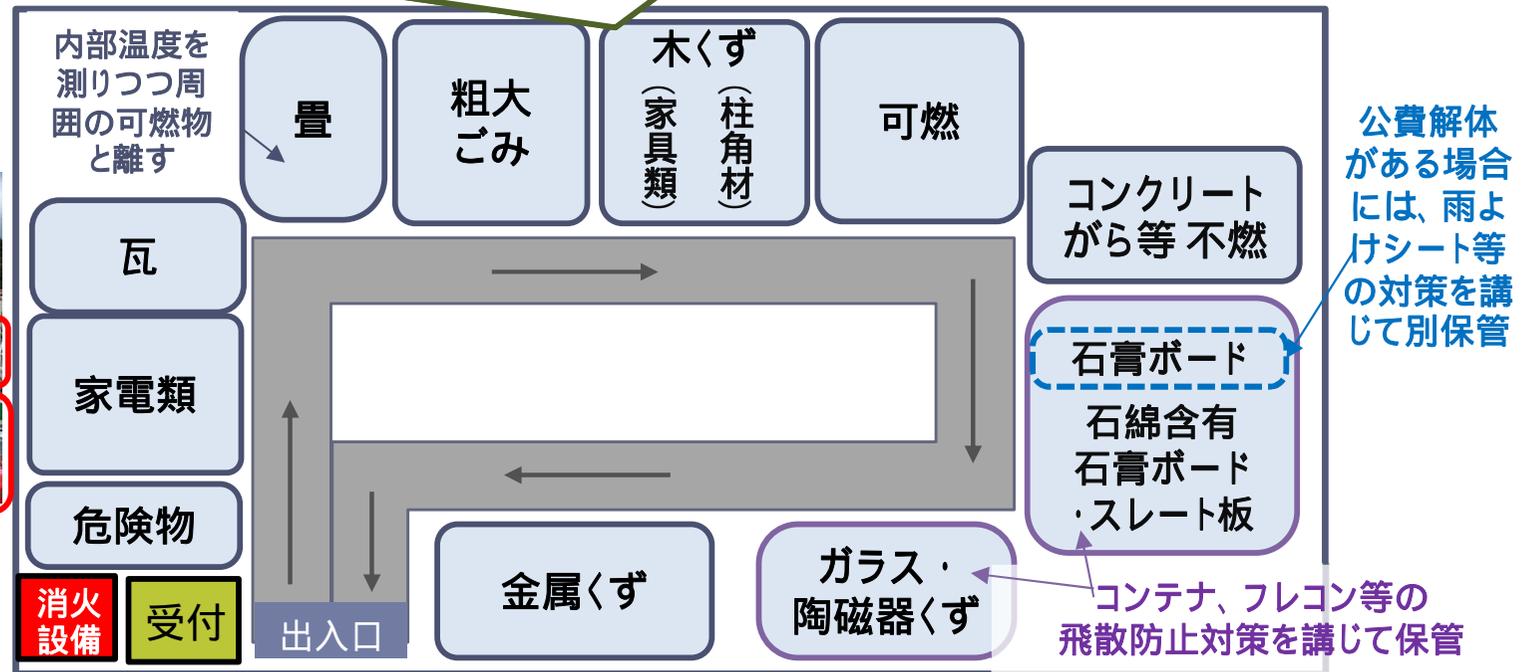
### 危険物の分別保管例

#### 灯油ストーブ



消火器

ポリタンク  
(灯油等を保管)



指定された家庭ごみ以外の持ち込み禁止